

堺市介護保険施行規則の一部を改正する規則

堺市介護保険施行規則（平成12年規則第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条の7」を「第51条の6」に、「第51条の8—第51条の13」を「第51条の7—第51条の11」に、「第51条の14—第51条の18」を「第51条の12—第51条の16」に、「第51条の18の2—第51条の18の7」を「第51条の17—第51条の21」に、「第51条の19—第51条の40」を「第51条の22—第51条の36」に改める。

第6章を次のように改める。

第6章 事業者及び施設

第1節 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者

（指定の標示）

第51条の2 法第78条の2第1項又は法第115条の12第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

（請求に関する事項に係る変更の届出）

第51条の3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その指定に係る事業の地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項に変更があったときは、当該請求を行うまでに、その旨を市長に届け出なければならない。

（都道府県等への事業所情報の提供）

第51条の4 市長は、法第78条の2第1項若しくは法第115条の12第1項の規定による指定、法第78条の12若しくは法第115条の21において準用する法70条の2第1項の規定による指定の更新又は前条、法第78条の5若しくは法第115条の15の規定による変更等若しくは法第78条の8の規定による辞退の届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、大阪府、国保連その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

(8) 法第18条の規定による介護給付等の請求に係る体制等
(公示)

第51条の5 法第78条の11又は法第115条の20の規定による公示は、これらの条に規定する厚生労働省令で定める事項のほか、法第78条の11各号又は法第115条の20各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定の辞退があった場合にあっては、指定の辞退の年月日
(指定申請時等の添付書類)

第51条の6 市長は、法第78条の2第1項若しくは法第115条の12第1項の規定による指定若しくは法第78条の12若しくは法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請又は第51条の3、法第78条の5若しくは法第115条の15の規定による変更等若しくは法第78条の8の規定による辞退の届出をしようとする者に対し、省令に定めるもののほか、当該申請等に係る事業についての地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類その他市長が必要と認める書類を提出させることができる。

第2節 指定介護予防支援事業者
(指定の標示)

第51条の7 法第115条の22第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

(請求に関する事項に係る変更の届出)

第51条の8 指定介護予防支援事業者は、その指定に係る事業の介護予防計画費の請求に関する事項に変更があったときは、当該請求を行うまでに、その旨を市長に届け出なければならない。

(都道府県等への事業所情報の提供)

第51条の9 市長は、法第115条の22第1項の規定による指定、法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新又は前条若しくは法第115条の25の規定による変更等の届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、大阪府、国保連その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日

- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 法第18条の規定による介護給付等の請求に係る体制等
(公示)

第51条の10 法第115条の30の規定による公示は、同条に規定する厚生労働省令で定める事項のほか、同条各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 当該事業所に係る指定介護予防支援事業者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
(指定申請時等の添付書類)

第51条の11 市長は、法第115条の22第1項の規定による指定若しくは法第115条の31において準用する法70条の2第1項の規定による指定の更新の申請又は第51条の8若しくは法第115条の25の規定による変更等の届出をしようとする者に対し、省令に定めるもののほか、当該申請等に係る事業についての介護予防サービス計画費の請求に関する事項を記載した書類その他市長が必要と認める書類を提出させることができる。

第3節 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者 (指定の標示)

第51条の12 法第70条第1項又は法第115条の2第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

(請求に関する事項に係る変更の届出)

第51条の13 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、その指定に係る事業の居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の請求に関する事項に変更があったときは、当該請求を行うまでに、その旨を市長に届け出なければならない。

(都道府県等への事業所情報の提供)

第51条の14 市長は、法第70条第1項若しくは法第115条の2第1項の規定による指定、法70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含む。)の規定による指定の更新又は前条、法第75条若しくは法第115条の5の規定による変更等の届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、大阪府、国保連その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び職名

- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 法第18条の規定による介護給付等の請求に係る体制等
(公示)

第51条の15 法第78条又は法第115条の10の規定による公示は、これらの条に規定する厚生労働省令で定める事項のほか、法第78条各号又は法第115条の10各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 当該事業所に係る指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
(指定申請時等の添付書類)

第51条の16 市長は、法第70条第1項若しくは法第115条の2第1項の規定による指定若しくは法70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）の規定による指定の更新の申請又は第51条の13、法第75条若しくは法第115条の5の規定による変更等の届出をしようとする者に対し、省令に定めるもののほか、当該申請等に係る事業についての居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類その他市長が必要と認める書類を提出させることができる。

第4節 指定居宅介護支援事業者

(指定の標示)

第51条の17 法第79条第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

(請求に関する事項に係る変更の届出)

第51条の18 指定居宅介護支援事業者は、その指定に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項に変更があったときは、当該請求を行うまでに、その旨を市長に届け出なければならない。

(都道府県等への事業所情報の提供)

第51条の19 市長は、法第79条第1項の規定による指定、法79条の2第1項の規定による指定の更新又は前条若しくは法第82条の規定による変更等の届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、大阪府、国保連その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地

- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 法第18条の規定による介護給付等の請求に係る体制等
(公示)

第51条の20 法第85条の規定による公示は、同条に規定する厚生労働省令で定める事項のほか、同条各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 当該事業所に係る指定居宅介護支援事業者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
(指定申請時等の添付書類)

第51条の21 市長は、法第79条第1項の規定による指定若しくは法第79条の2第1項の規定による指定の更新の申請又は第51条の18若しくは法第82条の規定による変更等の届出をしようとする者に対し、省令に定めるもののほか、当該申請等に係る事業についての居宅介護サービス計画費の請求に関する事項を記載した書類その他市長が必要と認める書類を提出させることができる。

第5節 介護保険施設

(指定介護老人福祉施設の指定の標示)

第51条の22 法第86条第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る施設の見やすい場所に標示しなければならない。

(請求に関する事項に係る変更の届出)

第51条の23 指定介護老人福祉施設の開設者は、その指定に係る施設介護サービス費の請求に関する事項に変更があったときは、当該請求を行うまでに、その旨を市長に届け出なければならない。

(都道府県等への施設情報の提供)

第51条の24 市長は、法第86条第1項の規定による指定、法第86条の2第1項の規定による指定の更新又は前条若しくは法第89条の規定による変更若しくは法第91条の規定による辞退の届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、大阪府、国保連その他の機関に対して、当該指定等に係る施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 施設の名称及び所在地

- (2) 当該施設の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 法第18条の規定による介護給付等の請求に係る体制等
(公示)

第51条の25 法第93条の規定による公示は、同条に規定する厚生労働省令で定める事項のほか、同条各号の措置に係る施設に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定介護老人福祉施設の開設者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定の辞退があった場合にあっては、指定の辞退の年月日
(指定申請時等の添付書類)

第51条の26 市長は、法第86条第1項の規定による指定若しくは法第86条の2第1項の規定による指定の更新の申請又は第51条の23若しくは法第89条の規定による変更若しくは法第91条の規定による辞退の届出をしようとする者に対し、省令に定めるもののほか、当該申請等に係る事業についての施設介護サービス費の請求に関する事項を記載した書類その他市長が必要と認める書類を提出させることができる。

(介護老人保健施設の開設許可の標示)

第51条の27 法第94条第1項の許可を受けた者は、その旨を当該許可に係る施設の見やすい場所に標示しなければならない。

(請求に関する事項に係る変更の届出)

第51条の28 介護老人保健施設の開設者は、その指定に係る施設介護サービス費の請求に関する事項に変更があったときは、当該請求を行うまでに、その旨を市長に届け出なければならない。

(都道府県等への施設情報の提供)

第51条の29 市長は、法第94条第1項の規定による許可、同条第2項の規定による変更の許可、法第94条の2第1項の規定による許可の更新又は前条若しくは法第99条の規定による変更等の届出の受理（以下この条において「許可等」という。）をしたときは、大阪府、国保連その他の機関に対して、当該許可等に係る施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 当該施設の許可の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住

所及び職名

(3) 許可年月日及び許可更新年月日並びに許可有効期間満了日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所

(8) 法第18条の規定による介護給付等の請求に係る体制等

(公示)

第51条の30 法第104条の2の規定による公示は、同条に規定する厚生労働省令で定める事項のほか、同条各号の措置に係る施設に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 介護保険事業所番号

(2) 介護老人保健施設の開設者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(許可申請時等の添付書類)

第51条の31 市長は、法第94条第1項の規定による許可、同条第2項の規定による変更の許可若しくは法第94条の2第1項の規定による許可の更新の申請又は第51条の28若しくは法第99条の規定による変更等の届出をしようとする者に対し、省令に定めるもののほか、当該申請等に係る事業についての施設介護サービス費の請求に関する事項を記載した書類その他市長が必要と認める書類を提出させることができる。

(介護医療院の開設許可の標示)

第51条の32 法第107条第1項の許可を受けた者は、その旨を当該許可に係る施設の見やすい場所に標示しなければならない。

(請求に関する事項に係る変更の届出)

第51条の33 介護医療院の開設者は、当該介護医療院に係る施設介護サービス費の請求に関する事項に変更があったときは、当該請求を行うまでに、その旨を市長に届け出なければならない。

(都道府県等への施設情報の提供)

第51条の34 市長は、法第107条第1項の規定による許可、同条第2項の規定による変更の許可、法第108条第1項の規定による許可の更新又は前条若しくは法第113条の規定による変更等の届出の受理（以下この条において「許可等」という。）をしたときは、大阪府、国保連その他の機関に対して、当該許可等に係る施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 当該施設の許可の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び職名

(3) 許可年月日及び許可更新年月日並びに許可有効期間満了日

- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 法第18条の規定による介護給付等の請求に係る体制等
(公示)

第51条の35 法第114条の7の規定による公示は、同条に規定する厚生労働省令で定める事項のほか、同条各号の措置に係る施設に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 介護医療院の開設者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
(許可申請等の添付書類)

第51条の36 市長は、法第107条第1項の規定による許可、同条第2項の規定による変更の許可若しくは法第108条第1項の規定による許可の更新の申請又は第51条の33若しくは法第113条の規定による変更等の届出をしようとする者に対し、省令に定めるもののほか、当該申請等に係る事業についての施設介護サービス費の請求に関する事項を記載した書類その他市長が必要と認める書類を提出させることができる。
様式目次69の2の項から69の12の項までを削る。

様式第52号(甲)中「あらかじめ」の次に「被保険者本人の」を加える。

様式第52号(乙)中「私(被保険者)」を「被保険者」に、「申請者(被保険者)」を「申請者」に改め、「あらかじめ」の次に「被保険者本人の」を加える。

様式第69号の2から様式第69号の12までを削る。

様式第71号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第73号(甲)から様式第74号(丙)までの規定中

「

被保険者氏名	
被保険者番号	

様

を

」

被保険者氏名	
被保険者番号	
生年月日	
性別	
住所	

に改める。

様式第75号を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

堺市介護保険料納入通知書（保険料額変更通知書） 兼 特別徴収額変更通知書
特別徴収中止通知書

年 月 日

様

堺 市 長 印

年度分の介護保険料額を次のとおり変更しましたので通知します。
年度分の介護保険料の特別徴収を中止し、次のとおり普通徴収することとしましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日		性別	
住所			
決定(変更)年月日			
決定(変更)事由			

年間保険料

年度に納付する保険料額	円
-------------	---

これまでの保険料納付方法等

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

これからの保険料納付方法等

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

期別保険料

月	決定(変更)前の保険料		決定(変更)後の保険料		収納済額
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					
合計額					
差引増減額					
保険料段階					

保険料算定の基礎

期 間	月数	所得段階区分	保険料率 (年額)	保険料額

普通徴収の場合の納期限

納期	納期限	納期	納期限
第1期		第7期	
第2期		第8期	
第3期		第9期	
第4期		第10期	
第5期		第11期	
第6期		第12期	

普通徴収の場合の振替口座

金融機関コード	科目	口座番号

口座名義人

問い合わせ先
(教示)

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大阪府介護保険審査会に審査請求することができます。また、この決定に対する取消訴訟の提起は、当該審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月（当該裁決の日から1年を超えることができない。）以内に限り、堺市（代表者は堺市長）を相手方として行うことができます。なお、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、その都度、当該取消訴訟を提起することが可能です。

年 月 日

様

堺 市 長 印

年度分の介護保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日		性別	
住所			
決定(変更)年月日			
決定(変更)事由			

年間保険料

年度に納付する保険料額 円

期別保険料

	月	決定(変更)前の保険料		決定(変更)後の保険料		収納済額
		普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
これまでの保険料納付方法等	4月					
保険料徴収方法	5月					
特別徴収義務者	6月					
特別徴収対象年金	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月					
	2月					
	3月					
	計					
	合計額					
	差引増減額					
	保険料段階					

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

保険料算定の基礎

期 間	月数	所得段階区分	保険料率 (年額)	保険料額

普通徴収の場合の納期限

納期	納期限	納期	納期限
第1期		第7期	
第2期		第8期	
第3期		第9期	
第4期		第10期	
第5期		第11期	
第6期		第12期	

普通徴収の場合の振替口座

金融機関コード	科目	口座番号

口座名義人

問い合わせ先
(教示)

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大阪府介護保険審査会に審査請求することができます。また、この決定に対する取消訴訟の提起は、当該審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月（当該裁決の日から1年を超えることができない。）以内に限り、堺市（代表者は堺市長）を相手方として行うことができます。なお、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、その都度、当該取消訴訟を提起することが可能です。